

町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例

町田市フォトサロン条例（平成20年12月町田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前												
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第8条 指定管理者は、第6条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用料金（1日単位）</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1展示室（附属設備を含む。）</td><td><u>3, 130円</u></td></tr><tr><td>第2展示室（附属設備を含む。）</td><td><u>1, 560円</u></td></tr></tbody></table>	区分	利用料金（1日単位）	第1展示室（附属設備を含む。）	<u>3, 130円</u>	第2展示室（附属設備を含む。）	<u>1, 560円</u>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第8条 指定管理者は、第6条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用料金（1日単位）</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1展示室（附属設備を含む。）</td><td><u>2, 090円</u></td></tr><tr><td>第2展示室（附属設備を含む。）</td><td><u>1, 040円</u></td></tr></tbody></table>	区分	利用料金（1日単位）	第1展示室（附属設備を含む。）	<u>2, 090円</u>	第2展示室（附属設備を含む。）	<u>1, 040円</u>
区分	利用料金（1日単位）												
第1展示室（附属設備を含む。）	<u>3, 130円</u>												
第2展示室（附属設備を含む。）	<u>1, 560円</u>												
区分	利用料金（1日単位）												
第1展示室（附属設備を含む。）	<u>2, 090円</u>												
第2展示室（附属設備を含む。）	<u>1, 040円</u>												

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。